

報告 1

三次市学びの支援活動推進事業補助金交付要綱の一部改正について

三次市学びの支援活動推進事業補助金交付要綱の一部改正について、別紙のとおり報告します。

令和 7 年 3 月 2 8 日提出

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範

三次市教育委員会告示第8号

三次市学びの支援活動推進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月27日

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範

三次市学びの支援活動推進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

三次市学びの支援活動推進事業補助金交付要綱（平成30年三次市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和7年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

三次市学びの支援活動推進事業補助金交付要綱の一部を改正する教育委員会告示（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 略 （この告示の失効）</p> <p>2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 略 （この告示の失効）</p> <p>2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。</p>

改正

令和3年3月18日教育委員会告示第11号

令和6年3月12日教育委員会告示第6号

三次市学びの支援活動推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく確かな基礎学力を身につけられるよう、住民自治組織等が学習指導活動を実施する場合に、予算の範囲内において三次市学びの支援活動推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては三次市補助金等交付規則（平成16年三次市規則第65号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 補助対象団体は、前条の趣旨に沿った事業を行う団体のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、同一の事業実施に当たり他に三次市からの補助金を受けている団体は除く。

- (1) 住民自治組織
- (2) 市民で構成された任意団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が前条の趣旨に沿った活動を行うことが可能と認める団体

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、次の各号のいずれも満たす事業とする。

- (1) 基礎学力を身につけることを目的とした学習指導を行う事業であること。
- (2) 三次市内の小学校に在籍する児童（以下「児童」という。）又は中学校に在籍する生徒（以下「生徒」という。）を対象とした事業であること。
- (3) 就学時間等を考慮した事業の実施時間及び実施日を定めており、事業の実施時間は1日1時間以上、実施日は月4日以上であること。
- (4) 学習指導する児童・生徒の参加人数が、おおむね5人以上であること。
- (5) 営利を目的とした事業でないこと。

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助対象経費及び補助金額は、次の表のとおりとする。ただし、補助金額に千円未満の額が生じるときは、これを切り捨てる。

項目区分	補助対象経費	補助率	補助金額
人件費	学習指導に係る講師謝礼、交通費等	2分の1	人件費、消耗品費及び会場費に対する補助合計額と、総事業費から保護者からの一部負担等の収入額を差し引いて算出した額のいずれか少ない方の額を補助金額とする。ただし、補助金額の上限は100万円とする。
消耗品費	学習指導に係るテキスト、用紙等	2分の1	
会場費	学習指導の場である建物の賃借料、会場の使用料等	2分の1	
事務費	講師及び児童・生徒の保護者との連絡調整等に係る経費		月額5,000円とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する申請書及び三次市学びの支援活動推進事業実施計画書(様式第1号)を、教育委員会に提出しなければならない。

(交付決定等)

第6条 教育委員会は、前条の申請書の提出があったときは、規則第5条の規定によりその内容を審査し、交付を決定する。

2 教育委員会は、前項の規定による決定を行ったときは、規則第7条に定める決定通知書により通知する。

(変更交付申請)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者等」という。)は、補助金の交付決定後、規則第6条第1号の規定により申請内容に変更が生じた場合は、教育委員会の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者等は、事業が完了したときは、規則第12条に定めるもののほか、三次市学びの支援活動推進事業実施時間調書(様式第2号)、事業参加者一覧(様式第3号)及び支出明細報告書(様式第4号)を、交付決定のあった日の属する会計年度の翌会計年度の4月10日まで、又

は年度の途中に事業が完了したときは、完了した日から起算して30日以内のいずれか早く到来する期限までに、教育委員会に提出しなければならない。

(交付方法)

第9条 補助金は、補助事業者等が提出する三次市学びの支援活動推進事業補助金交付請求書(様式第5号)に基づき交付する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和3年3月18日教委告示第11号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月12日教委告示第6号)

この告示は、令和6年3月12日から施行する。

年 月 日

三次市教育委員会教育長 様

申請者 所在地 _____
 団体名 _____
 代表者名 _____ 印
 連絡先 _____

三次市学びの支援活動推進事業実施計画書

団体の名称				
団体の所在地				
実施時間	平日	～	年間実施日数	日
	土曜日	～	年間実施時間	時間
	休日等	～		
参加児童・生徒数		人		
指導体制		人		

添付書類

- 1 組織・機構等を定めた規約・会則等の写し
- 2 組織を構成する役員名簿

年 月 日

三次市教育委員会教育長 様

所在地 _____

団体名 _____

代表者名 _____ 印

連絡先 _____

三次市学びの支援活動推進事業実施時間調書

（単位：時間）

実施月 実施日	月	月	月	月	月	月	月
	日						
日							
日							
日							
日							
日							
日							
日							
日							
日							
日							
日							
日							
合計							

年 月 日

三次市教育委員会教育長 様

請求者 所在地 _____
 団体名 _____
 代表者名 _____ 印
 連絡先 _____

三次市学びの支援活動推進事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた三次市学びの支援活動推進事業補助金として、次のとおり請求します。

1 請求額 _____ 円

2 振込先

金融機関名		支店名	
口座名義		口座番号	普通 当座

*振込先の通帳（金融機関名、支店名、口座名義、口座番号がわかる箇所）の写しを添付してください。